

地域主導再生可能エネルギー事業公募要領（平成29年度第2次募集用）

1 公募する事業の目的

神奈川県では、地域を中心とした分散型エネルギー体系の構築に向けて「かながわスマートエネルギー計画」を推進しており、その取組の一環として、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保するため、再生可能エネルギー等の導入を促進しています。

そこで、県内のNPO法人等や中小企業者が、自己資金、県内の金融機関又は市民ファンドなどにより資金調達し、県内の施工業者等を活用することにより、県内で資金が循環し、地域経済の活性化に資する再生可能エネルギー発電事業を支援するため、実施に要する経費の一部を補助します。

2 公募する事業の要件等

(1) 公募する事業の要件

公募する事業は、県内のNPO法人等や中小企業者が、自己資金、県内の金融機関又は市民ファンドなどにより資金を調達し、県内の施工業者等を活用して県内に再生可能エネルギー発電設備を設置し、当該設備を所有して発電事業を行い、固定価格買取制度の全量買取制度（ただし、この事業においては全量配線で自家消費を行わないものとします。）を活用する事業とします。

(2) 応募者の資格

応募できる事業者（以下「提案事業者」といいます。）は、県内に主たる事務所又は本店を有するNPO法人等及び県内に本店を有する中小企業者であって法人格を有する次の事業者とします。

ア NPO法人等

特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く）及び同条第6号に規定する公益法人等

イ 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち法人格を有するもの

(3) 提案事業者の要件

提案事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があり、誓約書(様式第5号)の提出を以ってその事実を確認します。

ア 県内に次の各号のすべてに該当する事業所を有し、現に営業の実体を有していること。

(ア) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話等の通信機器、複写機その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。

(イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。

(ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。

(エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿を備えていること。

(オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。

イ 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。（債務超過の状況にないこと。）

ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

エ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

オ 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て。

(イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て。

(ウ) 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て。

カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

キ 県税その他の租税を滞納していないこと。

ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）

(イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）

(ウ) 法人にあっては、代表者又は役員の中に、暴力団員に該当する者があるもの

コについては、役員等氏名一覧表を提出いただき、記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条に基づく排除措置の対象該当性について確認しますので、予めご了承ください。

(4) 県内の金融機関の要件

県内に本店を有する金融機関又は神奈川県中小企業制度融資の取扱金融機関であって、県内の店舗とします。

(5) 県内の施工業者等の要件

県内に事務所を有する施工業者等とします（事務所の要件は、2(3)アと同じとします。）。

(6) 対象となる再生可能エネルギー発電設備

固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備

(7) 収益納付

提案事業者は、補助金を活用して発電事業を開始した後、売電収入が生じた場合は、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱に定めるところにより、初めて売電収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電収入の一部を県に納付していただきます。

なお、県に納付していただく総額は、交付した補助金の額を限度とします。

3 事業の実施に対する補助金

(1) 補助の対象となる事業の期間

事業の期間（事業開始日から事業完了日まで）は、平成29年度内とします。

なお、事業開始日及び事業完了日は次のとおりとします。

ア 事業開始日

補助金の交付決定日以後で、補助事業に係る契約を締結した日とします。

イ 事業完了日

補助事業の実施に関する全ての支払いが完了し、再生可能エネルギー発電設備の引渡しを終えた日とします。

(2) 補助金の交付を受ける者

提案事業者に対して交付します。

(3) 補助額等

補助金は、2(6)の設備を設置する事業（以下「補助事業」といいます。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付します。

補助額は、補助事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」といいます。）に、提案事業者の種別に応じた補助率を乗じた額（千円未満は端数切捨て）を限度とします。

ア 補助対象経費

経費区分	費目の内容
------	-------

設備費	再生可能エネルギー発電設備の購入に要する経費 (再生可能エネルギー発電設備、架台、パワーコンディショナ等)
設置工事費	再生可能エネルギー発電設備の設置工事に要する経費

- (ア) 他の団体の補助金の交付を併せて受ける場合
補助事業の実施に際して、国又は地方公共団体その他の団体から補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金を控除した経費とします。
- (イ) 建築物の建材や防水シート等を一体で設置する場合
太陽電池を建築物の建材、防水シート等と一体で設置する場合には、太陽電池を設置せず、建築物の建材、防水シート等を単独で設置するときに要する経費を控除した経費とします。
- (ウ) 系統連系に要する費用
電力会社との接続協議費用や工事負担金は補助対象外経費とします。
- (I) 消費税及び地方消費税相当額の扱い
消費税及び地方消費税相当額を控除した経費とします。

イ 補助率

提案事業者の種別	補助率
NPO法人等	補助対象経費の2 / 3
中小企業者	補助対象経費の1 / 2 薄膜太陽電池を導入する場合、補助対象経費の2 / 3

薄膜太陽電池は、次の各項目のいずれかの要件を満たしているものとします。

なお、材料(シリコン系、化合物系、有機系)の種類は問いません。

- (ア) 発電セルは、半導体層が10 μ m以下であること
(イ) モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること
(ウ) 荷重(架台等の設置に必要な部材を含む)が10kg / m²以下であること

- (4) 補助金の交付予定総額(予算額)
25,000千円(第1次募集分を含む総額)
- (5) 県の他の補助金との取扱い
補助金は、県の他の補助金との併用はできません。

4 事業の公募

- (1) 公募の募集期間(事業計画書等の受付期間)
平成29年8月7日(月曜日)から9月29日(金曜日)17時まで
- (2) 提出する事業計画書等
- ア 事業計画書
別添の事業計画書(様式1から6)に、記載要領に基づき必要事項を記載して提出してください。必ず所定の様式を使用してください。様式及び記載要領は、エネルギー課ホームページからダウンロードできます。
- イ 提案事業者の商業・法人登記簿現在事項全部証明書(原本)及び定款(写し)
- ウ 提案事業者の直近2会計年度の決算財務諸表
次の決算財務諸表のうち、作成している既存の文書(新たに作成していただく必要はありません)
- (ア) 損益計算書
(イ) 貸借対照表

(ウ) キャッシュフロー計算書

(I) 株主資本等変動計算書

エ 設置する再生可能エネルギー発電設備やパワーコンディショナ等に関するカタログ

オ 任意の添付書類

カ その他県が提出を求めた書類

(3) 提出部数

正本1部、副本(コピー)6部

事業計画書を保存したCD-R1枚を併せて提出してください。

(4) 提出方法

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ、直接、持参してください。郵送等は不可とさせていただきます。なお、持参される1週間前までに必ずエネルギー課へ来庁日時を電話で連絡してください。

(5) 事業計画書の提出後の取扱い

ア 事業計画書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。

イ 事業計画書の著作権は、提案事業者に帰属します。

ウ 事業計画書は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外には、使用しません。

エ 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は提案事業者が負います。

(6) 質問受付

ア 受付期間

平成29年8月7日(月曜日)から8月25日(金曜日)17時まで

イ 受付方法

質問専用の問い合わせフォームで受け付けます。

URL : <https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=2000001707>

電話での問い合わせには対応できませんので御了承ください。

ウ 回答方法

平成29年9月8日(金曜日)まで

上記の日時まで、順次、エネルギー課ホームページに掲載します。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1028492.html>

(7) ヒアリング

事業計画書等の受付後に行います。なお、事業計画書等の受付時に、個別に日程及び時間を調整します。

5 事業の選考

(1) 選考手続

事業の選考は、事業計画書に関するヒアリングを行った後、有識者等で構成する選考委員会において、評価項目に基づき事業計画書を評価し、県が予算の範囲内で採択します。その際、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、限られた予算の範囲内で、より多くの事業を選考するため、評価点が一定の水準に達した提案の中から、設備容量が小規模(例:50kW未満)な提案を優先して採用する場合があります。

(2) 選考基準

提出された事業計画書等に基づき、次の評価項目ごとに評価します。

評価項目	内容
提案事業者の状況	補助金交付申請予定額を除く資金調達の確度はどのくらいか

地域経済の活性化	県内に本店や多くの支店、営業所を有する県内金融機関等から資金調達しているか
再生可能エネルギー発電設備の設置場所	設備の設置場所について、施設所有者や周辺住民との合意形成が図られているか
再生可能エネルギー発電設備の導入費用	設備導入費用は低廉な価格となっているか
再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持管理	設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を備えているか
再生可能エネルギー発電事業の収支見込	事業収支が適正に見込まれているか
再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギーの普及が促進される波及効果の高い事業となっているか

選考委員会における評価の都合上、追加資料の提出を依頼する場合があります。また、選考の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、提案事業者に文書で通知します。

(4) 選考結果の公表

平成29年10月下旬（予定）

6 提案事業者が行う業務

(1) 再生可能エネルギー発電設備の導入・保守点検及び維持管理、発電事業の実施等

選考された事業計画書に基づき、設備認定や系統連系などの手続きを行ったうえで、再生可能エネルギー発電設備を平成29年度内に設置し、設置後は速やかに固定価格買取制度の全量買取制度を活用した発電事業を開始するとともに、保守点検及び維持管理を行っていただきます。

(2) 事業終了後における県への報告

事業終了後に、次の各号の書類等を提出していただきます。

ア 設置費用等の支出を証する書類

イ 設置した再生可能エネルギー発電設備の写真等

(3) 収益納付

発電事業を開始後、初めて売電収入を得た年度の翌年度から毎年度、全量買取制度の買取期間中において、売電収入の一部を県に納付していただきます。

そのため、発電設備の設置後は毎年度、納付すべき金額の根拠として用いる次の書類等を提出していただきます。

ア 売電開始日が分かる書類(電量受給契約書等)

イ 売電量及び売電収入額が分かる書類

ウ 売電収入額の振込口座の写し

7 お問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4090（直通）

エネルギー課ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>